

平成 18 年 度

監 査 報 告

第 2 回 定 期 監 査 結 果 報 告

第 2 回 財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員

目 次

第 1 定期監査（事務関係）	1 ページ
第 2 定期監査（工事関係）	11 ページ
第 3 財政援助団体等監査	18 ページ
参考資料	
財政援助団体等監査の対象団体の概要	23 ページ

監査報告第1号
平成19年4月24日

横浜市 長 中田 宏 様

横浜市監査委員	布 施	勉
同	須須木	永 一
同	酒 井	喜 則
同	石 井	睦 美

平成18年度第2回定期監査及び
第2回財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果を
次のとおり提出する。

第 1 定期監査（事務関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成17年4月1日から平成18年11月30日までに執行された財務に関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

- (1) 環境創造局
- (2) 鶴見区
- (3) 中 区
- (4) 金沢区
- (5) 市民活力推進局
- (6) こども青少年局
- (7) 都市整備局
- (8) 行政運営調整局
- (9) 経済観光局

注1 (5)～(8)の各局については、財務に関する事務のうち、「普通財産の貸付及び行政財産の目的外使用許可」に関する事務について実施した。

なお、(8)の行政運営調整局については、平成18年度第1回定期監査で財務に関する事務全般の監査を実施済みのため、普通財産及び行政財産を総括する事務についてのみ実施した。

注2 (9)の経済観光局については、財務に関する事務のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務（財団法人横浜市シルバー人材センター及び財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー）について実施した。

2 監査の期間

平成18年12月5日から平成19年3月19日まで

3 監査の方法

今回の監査は、監査対象とした局及び区の財務に関する事務（収入、支出、契約、検査、財産管理等）が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務、事業等が効率的・効果的に執行されているか、などについて実施した。

また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした局及び区の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

なお、財政援助団体等監査の対象となっている各団体に関する事務において改善、検討の必要があると認められた事項については、財政援助団体等監査結果報告を参照されたい。

また、監査の期間中に、監査対象とした局及び区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した（以下の監査においても同様）。

(1) 自家用自動車通勤者の駐車用地の使用負担について（環境創造局）

環境創造局では、環境活動支援センター等の事務所において、職員が通勤のために自家用自動車等を事務所敷地内に駐車する場合は、使用料を徴収することとしている。

そこで、使用料の徴収実績についてみたところ、自家用自動車等で通勤し事務所敷地内に駐車している職員のうち、非常勤職員からは、使用料を徴収していなかった。

については、自家用自動車等で通勤し事務所敷地内に駐車している非常勤職員から使用料を徴収するよう改められたい。

(2) 水再生センター等における設備修理の契約手続について（環境創造局）

水再生センター及び汚泥資源化センターでは、設備等の軽微な修繕や故障等で早急に修理する必要がある場合等における100万円未満の設備修理については、水再生センター長及び汚泥資源化センター長（以下「センター長等」という。）の専決により局において契約締結事務を行っている。

そこで、センター長等の専決による設備修理の契約事務についてみたところ、設計金額の積算が困難なものについては、同一内容の見積書を2通ずつ、3者から徴収し、そのうち1通は設計金額を決定するための参考見積りとして用い、執行伺の決裁後に、残りの1通は業者決定をする際の見積合せとして用い、契約を締結していた。このことから、執行伺の決裁前に参考見積りの段階で実質的な契約業者の決定が行われていた。

については、適正な契約事務に改められたい。

(3) 修繕委託契約における適正な決裁などについて（環境創造局）

環境創造局では、水再生センター等の公共建築物の修繕が生じた場合、設計並びに発注及び監督の業務について、財団法人横浜市建築保全公社（以下「公社」という。）に対して年間予定分を一括して委託している。

そこで、平成17年度及び平成18年度の水再生センターにおける修繕委託についてみたところ、執行予定概算額が1億円余であることから、執行伺については決裁区分に従い「部長決裁」を行っていたが、契約締結については、決裁区分では「局長決裁」とすべきところ、「課長決裁」としていた。

については、内部チェックを適切に行うとともに、決裁区分に従い、適正な意思決定を行われたい。

〔意見〕

当該修繕委託について、契約締結後、建築局（現まちづくり調整局）の業務処理要領に基づき全額を前払としていたが、全額を前払する必要性は乏しいと見受けられた。

については、一律に全額前払とすることのないよう関係局と同要領の改正について協議されたい。

(4) 修繕委託における適正な契約手続について（環境創造局）

「横浜市契約規則」によれば、執行予定概算額が100万円未満の委託契約については、見積合せにより委託業者を決定できるとされている。

そこで、公園設備の修繕委託に関する契約関係書類、検査調書、作業報告書等について確認したところ、契約締結前に修繕を行わせているもの、見積年月日が着手日後となっているものなど、契約手続が不適正な事例が多数見受けられた。

については、適正な契約手続を行うよう改められたい。

(5) 人材派遣委託の業務実態に合わせた契約の見直しについて（環境創造局）

環境創造局では、本市職員が行うディーゼル車運行規制に係る路上等での検査補助、低公害車普及啓発イベントの補助等の業務について、人材派遣委託により行っている。

平成17年度の契約では、勤務時間は8時45分から17時15分までの7時間30分（昼休み12時～13時）で、勤務日数に応じて1日当たり業務の種類により7,700円から12,000



円を支払う概算契約となっていた。

そこで、勤務実績を確認したところ、イベントの補助業務に係る勤務については、最短2時間30分、平均4時間46分で、すべて契約に定められた勤務時間を下回っていた。

については、業務実態に合わせて、勤務時間の設定や概算契約の内容について見直されたい。

(6) 単独随意契約を行っている契約への競争性の導入について（環境創造局）

環境創造局では、下水道台帳管理システムのデータについて、地震災害時等の緊急時においても確保できるようにバックアップデータ等の保管業務を委託している。

そこで、この保管業務委託の契約についてみたところ、関東圏において同様な運営管理ができる倉庫業者が他にないことを理由として、平成7年度以来、単独随意契約により同一業者に委託していた。

しかしながら、このような業務の履行可能な事業者は、ほかの業種を含めて複数存在するものと考えられる。

については、委託業者の選定に当たっては競争性を導入されたい。

(7) 委託料の適切な精算について（環境創造局）

環境創造局では、せせらぎ公園「古民家」の管理運営を委託するに当たって、委託料を前払し、前払した委託料に残金が生じた場合は返還する契約を締結していた。

そこで、平成17年度の管理費報告書をみたところ、人件費など総額で約132万円の残金が生じていたが、返還されていなかった。

については、平成17年度委託料の残金の返還請求を行われたい。



(8) 委託業務の適正な履行確認について（環境創造局）

環境創造局では、「路上違反広告物除却委託」を行っており、横浜市屋外広告物条例に違反する路上広告物の除却を、環境創造局が実施する美化推進重点地区は週3回以上、重点地区は駅周辺等を週1回以上実施することとしている。

そこで、受託業者から提出された履行報告書をみたところ、美化推進重点地区での実施が週1回程度となっていたものや重点地区の実施状況が履行報告書

の記載内容が不明確であったため確認できなかったものが見受けられた。
については、適正な履行確認を行われたい。

(9) 委託契約の適正な契約変更手続等について（環境創造局）

環境創造局では、「都市生活型臭気測定委託」において、概算契約として契約時に定めた臭気測定項目（以下「契約項目」という。）の各単価に実施回数に乗じて支払うこととしていた。

そこで、実施状況をみたところ、契約項目にない分析を行った場合に、契約項目に換算して支払っていたものが見受けられた。

については、契約変更等適正な事務手続を行われたい。

(10) 補助金の適正な執行確認について（環境創造局）

環境創造局では、横浜農業後継者育成協議会が実施する小学校での栽培指導や青年農業者と女性農業者との交流会等の事業に対し、「基幹農業者育成対策事業補助金」を交付している（平成17年度は80万円、補助率8割以内）。

そこで、精算報告の確認状況をみたところ、事業結果報告書、収支決算書及び収支決算内訳書の提出は受けていたものの、事業費のうち約20万円が「その他」という記載のみでその内容が明らかとなっていなかった。

については、領収書の確認を行うなど、補助金の適正な執行確認を行われたい。

(11) 公園駐車場に係る管理許可使用料の負担の検討について（環境創造局）

〔意見〕

環境創造局では、財団法人横浜市緑の協会（以下「協会」という。）に対して、市内34公園の駐車場の管理を許可している。

協会は、これまでに山下公園の立体駐車場など公園駐車場関連4施設の建設費を全額又は半額負担し、当該施設を建設した上で本市に寄付しており、建設に伴う借入金の返済を行っている。このため、環境創造局では、協会の経営の安定化を図ることを理由として、山下公園駐車場の建設に係る借入金の返済が続く平成19年度までは管理許可使用料を免除する方針を局内で定め、横浜動物の森公園を除く33公園の駐車場の管理許可使用料を免除している。



そこで、協会の山下公園駐車場会計、金沢自然公園駐車場会計及び一般会計に含まれる駐車場事業の平成17年度収支についてみたところ、収支差額は2億2,000万円程度となっていた。

また、駐車場事業で負担すべき協会の本部経費を考慮しても、収支は黒字になっていると思われる。

については、協会が公園駐車場に係る管理許可使用料を負担することは可能であると考えられるので、適切な負担について早急に検討されたい。

(12) 公園等の財産の適切な管理等について（環境創造局）

環境創造局では、神の木公園（神奈川区神之木台）内で、「都市公園法」等に基づき、仮設住宅を目的として占用を許可し、これを毎年度更新している。

しかし、土地の使用状況をみると、仮設とは言い難い建物が存在し、占用許可の目的と整合していない。

使用実態は土地の長期貸付と見受けられることから、関係法令等と使用実態とが整合するよう、適切な財産管理等を行われたい。

〔意見〕

旧小野公園（鶴見区小野町）地区では、昭和54年3月に公園を廃止して普通財産とし、昭和62年7月の方針決定に基づき、局所有地の売却処分を継続している。

そこで、土地売却の進ちょく状況についてみたところ、平成6年度以降は売却処分が停滞し、平成19年2月現在、約7,000㎡（全体の約35%、66件）が未処分となっているので、土地売却の取組みを強化されたい。

(13) 公印の事前押印に係る事務処理の改善について（環境創造局）

「横浜市公印規則」では、「定例的かつ定型的な文書で、管理者が交付の日時、場所その他の事情を考慮してあらかじめ公印を押印する必要があると認められたもの」について、例外的に公印の事前押印が認められており、事前押印した文書は保管を厳重にし、受払いは公印事前押印文書処理簿に記載し行うこととされている。

環境創造局では、公用による不動産登記簿謄本等の交付申請や公図等の閲覧申請に使用するための申請書に公印を事前押印している。

そこで、事前押印に係る事務についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、事前押印は真に必要な場合に限るとともに、適切に事務を行うよう改められたい。

ア 事前押印の必要性が乏しいと考えられるもの

(ア) 年間の使用枚数が少ないことから、一時に承認を受け、事前押印した申請書を複数年にわたり使用しているもの

(イ) 1件ごとに個別の決裁を行っていることから、そのたびに押印が可能であるもの

イ 申請に係る決裁手続や申請書の管理等が適切でないもの

(ア) 登記所における調査で公図番号等が確定することを理由に、登記所で申請書を記入して提出し、申請に係る定例決裁を申請後に行っていたもの

(イ) 交付申請及び閲覧申請に係る決裁を行っていなかったもの

(ウ) 一度に複数枚の申請書の払出しを受けた職員が、未使用の申請書を数か月間個人で保管していたもの

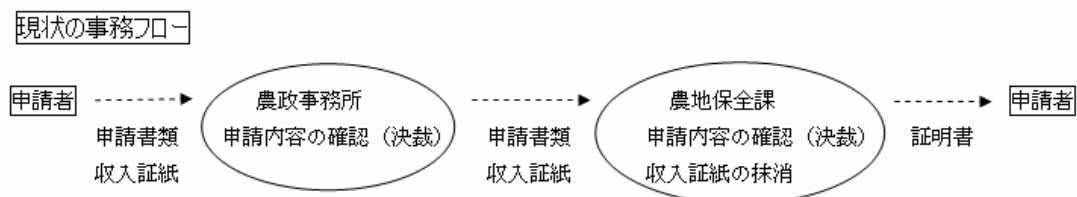
(14) 事務手続の改善の検討について（環境創造局）

〔意見〕

環境創造局では、申請された農地が「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第2項に規定する農用地区域内にあることを証明する事務を行っている。

そこで、その処理についてみたところ、申請書類と手数料分の収入証紙を各農政事務所が受理し、内容確認、決裁を行った後に農地保全課に送付し、農地保全課では内容確認、決裁後、収入証紙の抹消を行い、証明書を申請者に発行していた。

については、証明書の迅速な発行及び収入証紙の安全管理の観点から、各農政事務所において証明業務の事務手続が完結するよう検討されたい。



(15) 生活保護費の支給事務における適正な事務処理について（金沢区）

生活保護費の支給事務に当たっては、被保護者の生活状態に基づき、保護決定（生活保護支給額の決定・変更）を行った上で、生活保護費を支給することとされている。このうち、被保護者が扶助基準内の住宅へ転居する際に、敷金、礼金等の転居資金が必要な場合には、事前に保護決定を行った上で、被保護者に対して、生活保護費の住宅扶助として転居資金を支給することとされている。

そこで、金沢区における生活保護費の支給事務のうち住宅扶助についてみたところ、保護決定を行う前に、被保護者に貸付金という名目で、転居資金を生活保護費の費目から前渡金で支出し、被保護者から借用書ではなく領収書を徴収した上で支給し、その後、保護決定（生活保護支給額の変更）を行い、被保護者に正規の住宅扶助を支給した上で、重複支給した転居資金を被保護者から戻入させていた事例が散見された。

については、住宅扶助の支給の際に、これにかかわる保護決定前に、被保護者に住宅扶助費を支給することのないよう、適正な事務処理に改められたい。

(16) 「いきいきセンター金沢」における目的外使用許可について（金沢区）

「いきいきセンター金沢」は、横浜市^{でいき}泥亀地域ケアプラザ、横浜市金沢区福祉保健活動拠点、老人福祉センター「横浜市晴嵐かなざわ」等の複合施設であるが、施設の使用状況をみたところ、次のように各施設について、目的外使用許可が行われていなかった。

については、施設使用者に対する使用許可を適正に行われたい。

ア 横浜市泥亀地域ケアプラザの一部について、区内社団法人が訪問看護ステーションとして使用していた（複合施設の敷地内に設けられた専用駐車場を含む）。

イ 横浜市金沢区福祉保健活動拠点の一部について、社会福祉法人横浜市金沢区社会福祉協議会（施設の指定管理者）が団体の本部事務所として使用していた。

ウ 老人福祉センター「横浜市晴嵐かなざわ」の一部について、金沢区老人クラブ連合会が事務所として使用していた。

(17) 薬品の適切な在庫管理について（環境創造局）

環境科学研究所では、環境保全等に関する科学的な調査研究等を行う目的で薬品を保管しており、これらの薬品については、「環境科学研究所管理規程」に基づき、保管場所からの払出記録及び残高確認を行うこととされている。

そこで、薬品の保管状況についてみたところ、抽出で調査したトルエンについて、薬品倉庫から出庫した後、ダイオキシン分析室で使用するために一時保管していたが、同分析室の在庫については、残高確認が行われていなかった。

については、薬品庫以外の場所で薬品を保管する場合も必要に応じて残高確認を行うなど、薬品の適切な管理に努められたい。

【対象局が講じた措置内容】

環境創造局では、平成19年2月に、危険物管理部会において薬品管理の徹底を図り、3月には、棚卸しによる改善事項のチェックを実施した。

(18) 公金外現金の取扱いの改善について（鶴見区及び金沢区）

本市以外の各種団体（実行委員会を含む。）の所有に属する現金のうち、業務の関係上本市職員が出納保管せざるを得ないものについては、「公金外現金事務処理要領」（以下「要領」という。）に基づき、公金と同様、厳正な取扱いを行わなければならないとされている。

そこで、鶴見区及び金沢区の公金外現金に関する事務についてみたところ、要領に定められた区長による監査を実施していたが、次のようなものが見受けられたので、適正な事務を行うよう改められたい。

ア 「金沢区民生委員児童委員協議会」の事務においては、一部の会計について現金預金出納帳を作成しておらず、支出伝票が未起票のものがあるなど、出納状況が適切に把握されていなかった。

イ 「鶴見区健康づくり月間実行委員会」の事務においては、一部の支出伺を作成しておらず、現金預金出納帳及び支出伝票についても、1件ごとの記帳及び起票を行っていなかった。

【対象区が講じた措置内容】

金沢区では、平成19年2月に、現金預金出納帳の作成、支出伝票の起票等を行うとともに、各課に対し、要領に定められた事務の徹底について周知した。

鶴見区では、平成19年2月に、現金預金出納帳の記帳方法及び支出伝票の起票方法を改めるとともに、各課に対し、要領に定められた事務の徹底について周知した。

(19) 横浜国際プールにおけるレストラン等の目的外使用許可について

（市民活力推進局）

横浜国際プール内で、利用者の利便性を図るために設置されているレストラン、パントリー、マッサージ室、売店及び自動販売機について、平成18年度の目的外使用許可が行われておらず、この結果、前納とされている使用料（平成18年度合計約761万円）の徴収も行われていなかった。

については、レストラン等使用者に対する使用許可及び使用料の徴収手続を適正に行われたい。

【対象局が講じた措置内容】

市民活力推進局では、平成19年1月に使用許可手続を行い、使用者に対し使用許可書及び納入通知書を交付した。

(20) 横浜市青少年育成センターにおける目的外使用許可の範囲について

(こども青少年局)

こども青少年局では、横浜市青少年育成センター内の地下1階の大部分(434.47㎡のうち407.47㎡)を施設の指定管理者である財団法人横浜市青少年育成協会(以下「協会」という。)の本部事務室として目的外使用許可を行っているが、許可範囲内に指定管理者として施設の利用受付を行っている部分などが含まれていた。

については、指定管理者として事務を行う部分については、目的外使用許可とすることは適切でないので、協会の本部事務室として利用する部分を明確に区分し、当該部分についてのみ目的外使用許可を行うよう改められたい。

【対象局が講じた措置内容】

こども青少年局では、平成19年3月に、平成19年度分の目的外使用許可について、指定管理者として事務を行う部分と協会の本部事務室として利用する部分を明確に区分し、協会の本部事務室部分についてのみ許可を行った。

第2 定期監査（工事関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成17年4月1日から平成18年11月30日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む。）について、次の局及び区を対象に監査を行った。

- (1) 環境創造局
- (2) 鶴見区
- (3) 中区
- (4) 金沢区

〈監査対象工事及び監査実施工事〉

監 査 対 象 局 区	監査対象工事		監査実施工事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件数	工事金額 (契約)	件数	工事金額 (契約)
環境創造局	2,891件	1,479億 4,718万 5,731円	243件	392億 2,724万 8,102円
鶴見区	162件	19億 4,008万 9,269円	21件	1億 8,913万 8,952円
中区	190件	20億 9,917万 9,257円	26件	3億 4,620万 3,900円
金沢区	172件	19億 7,993万 4,273円	23件	2億 8,072万 5,203円
計 (抽出率)	3,415件	1,539億 6,638万 8,530円	313件 (9.2%)	400億 4,331万 6,157円 (26.0%)

2 主な監査実施工事

(1) 環境創造局

「神奈川処理区戸部雨水幹線下水道整備工事」、「金沢下水処理場汚泥焼却1号炉設備工事」、「南部汚泥資源化センター焼却設備定期点検修理工事」、「宇田川遊水地建設工事（その3）」、「本牧山頂公園法面整備工事（その3）」、「平成17年度磯子区田中一丁目ほか1か所農道整備工事」、「横浜市風力発電所建設工事」、「江川雨水調整池維持管理委託」及び「河川・海域水質調査」

(2) 鶴見区

「臨港鶴見川橋塗装塗替工事」、「鶴見土木管内舗装補修（応急修理）工事（その8）」、「鶴見土木管内排水路維持工事」、「鶴見土木管内公園施設修繕工事」及び「鶴見区内遊水池維持管理委託」

(3) 中区

「中区元町地内（元町仲通りほか）舗装補修工事」、「中土木管内道路整備工事（その10）」、「中土木管内下水道修繕工事（その3）」、「中土木管内公園施設修繕工事」及び「中区街路樹等維持管理業務委託（その1）」

(4) 金沢区

「金沢区幸浦一丁目地内ほか2か所舗装補修工事（夜間・切削）」、「金沢土木管内防護柵設置工事（その1）」、「金沢土木管内取付管接続受託下水道工事」、「鳥浜公園施設改良工事」及び「金沢土木管内河川環境管理委託」

3 監査の期間

平成18年12月5日から平成19年3月19日まで

4 監査の方法

今回の監査は、監査実施工事の計画、設計、契約、施工管理、安全管理、検査等が適正かつ効率的に執行されているか、また、環境負荷の低減が図られているかについて、関係書類の検査、工事現場の調査等により実施した。

5 監査の結果

対象とした局及び区の工事は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

(1) 委託料の適正な精算について（環境創造局及び金沢区）

業務内容が確定していて数量が確定できない場合は概算数量契約を適用し、その精算は、契約時に定めた単価に作業数量を乗じて行うこととされている。

そこで、「金沢土木管内河川環境管理委託」など2件についてみたところ、概算数量契約にもかかわらず、次のような、契約と異なる方法による精算を行っているものが見受けられた。

ア 「金沢土木管内河川環境管理委託」では、除草の作業面積等に単価を乗じて行うこととしていたが、小規模や斜面地での除草等が契約時の業務内容と異なるとの理由により、除草作業は作業員数に、また、刈草の運搬はダンプトラックの稼働日数に、それぞれ日額単価を乗じた金額により精算を行っていた。

イ 「金沢区内遊水池維持管理委託」では、契約時に想定していなかった斜面地での除草を行ったとの理由により、契約時に定めた単価による精算ではなく、斜面地での除草費を積算して履行金額を算出していた。

については、小規模や斜面地での除草等について、契約時に作業実態に合わせた単価を定めることなども含め、適正に委託の精算を行うよう改められたい。

(2) 適切な設計・積算について（環境創造局）

土木工事65件の設計・積算についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適切な設計・積算を行うよう改められたい。

ア 「土木工事積算基準・標準歩掛表^{ぶがかり}」では、諸経費率は、工種の内容によって適切に選定した工種区分によるものとされている。

そこで、公園内の法面整備工事についてみたところ、公園内の造成工事であるという理由で、工種区分を「公園工事」として諸経費率を使用していたが、「砂防・地すべり等工事」の諸経費率を採用することが適当であった。

イ 「土木工事積算基準・標準歩掛表」では、「処分費等」の取扱いは、水道料金は処分費等に含め、処分費等の金額のうち3,000万円を超えた金額は、諸経費率計算の対象としないとされている。

そこで、泥水シールド工事についてみたところ、水道料金を「処分費等」に含めていないため、諸経費の対象となっていた。

ウ 下水道本管敷設と同時に取付管を敷設する際は、地下埋設管の状況を確認し、可能な場合には機械掘削、機械埋戻しとしている。

そこで、一団の住宅地内の接続ますや街きよますからの取付管をすべて取り替える下水道再整備工事についてみたところ、人力掘削、人力埋戻しとしていたが、住宅地内の地下埋設管の状況を把握すれば、機械掘削、機械埋戻しが可能であった。

【対象局が講じた措置内容】

環境創造局では、平成19年3月に、工事の適切な設計・積算を行うよう設計担当者に対し通知した。併せて工事関連課長会を開催し、周知徹底を図った。

(3) 内部チェック機能の有効性について（環境創造局）

環境創造局では、担当者が作成した工事及び委託の設計図書（設計書、仕様書、図面等）を、検算者、係長、課長等が内容を確認して決裁している。

そこで、工事140件及び委託103件の合計243件の設計図書についてみたところ、検算者等のチェックが有効に機能していれば防げたと思われる誤りが32件見受けられたので、内部チェック機能の有効性を高めるよう改められたい。

ア ポンプ場の沈砂かき揚げ機の据付において積算基準で定めた歩掛を使用していない等、積算に使用した歩掛や単価等が不適切であったもの（11件）

- イ 複数者からの見積徴収が可能な内容である防球ネットの設計価格の見積について1者見積としていたもの（1件）
- ウ 当該年度に使用した単価の算出根拠が備えられていなかったもの（4件）
- エ ディーゼルエンジンの改造工事において改造後の保証性能値を仕様書に記載していない等、仕様書の記載事項に不適切な箇所があったもの（9件）
- オ 変更設計書の表紙に記載した変更工事概要が図面等と違っていたもの等（7件）

【対象局が講じた措置内容】

環境創造局では、平成19年3月に、設計業務において今後さらに内部チェック機能を高めるよう設計担当者に対し通知した。併せて工事関連課長会を開催し、周知徹底を図った。

(4) 工事の設計変更に係る適切な決裁について（環境創造局）

「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」では、設計変更の手続として、工事内容の変更指示を行った場合には、当該変更指示に対応する設計変更に係る決裁を速やかに得るものとするとしており、その特例として、極めて近い将来に変更指示を続けて行うことが見込まれる場合には、変更指示に対する設計変更について、請負金額が1億5,000万円未満の場合は変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が請負金額の20%以内、1億5,000万円以上の場合は3,000万円以内の範囲内において、まとめて決裁を得ることができるとされている。

そこで、金額の増減を伴う設計変更を行った35件の工事についてみたところ、「南部汚泥資源化センター焼却設備定期点検修理工事」など9件において、同要綱に反して20%を超えてまとめて決裁を受けていた。

については、同要綱に基づき、設計変更の決裁を適切に行うよう改められたい。

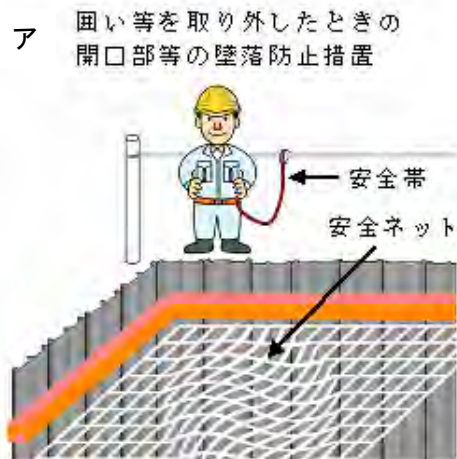
【対象局が講じた措置内容】

環境創造局では、平成19年3月に、横浜市工事設計変更事務取扱要綱に基づき適切な決裁を行うよう設計担当者に対し通知した。併せて工事関連課長会を開催し、周知徹底を図った。

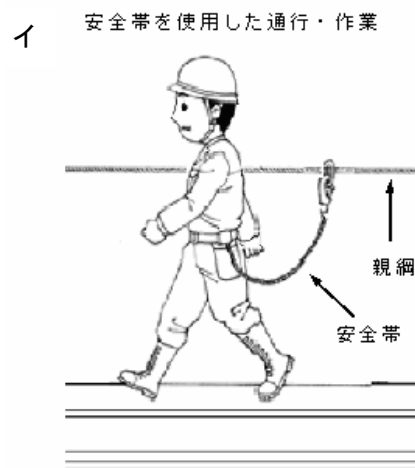
(5) 下水道管きょ工事の安全管理の徹底について（環境創造局）

土木工事65件の施工状況についてみたところ、下水道管きょ工事等において、次のとおり、「労働安全衛生規則」に違反した作業が5件、「建設工事公衆災害防止対策要綱」等に違反した作業が6件、及び設計図書に指定していた以外の仮設方法での作業が1件見受けられたので、安全管理の徹底を図られたい。

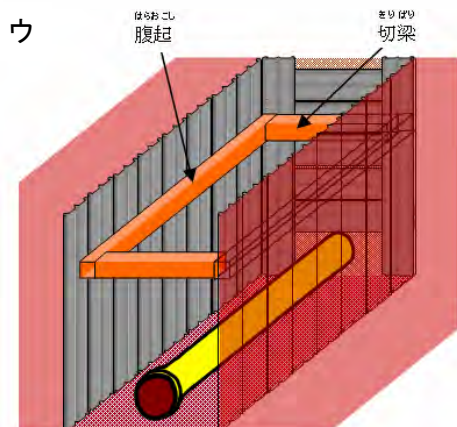
ア 高さが2 m以上の開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、^{おお}覆い等を設けなければならないが、小口径推進を行う深さ2 m以上の一部の立坑において、通常は囲い、覆い等を設けて墜落防止をしていたが、作業の必要上、囲い、覆い等を取り外したときに、安全ネットを設置せず、また、労働者が安全帯を使用していなかったもの（1件）（労働安全衛生規則）



イ 立坑内や土留め内^{どど}の作業において高さ2 m以上に設置している切梁^{きりばり}の上を安全帯の使用なしに通行・作業を行っていたものや、深さ2 m以上の小口径推進等を行う立坑の掘削作業等において、垂直のはしごのわきに安全帯を取り付ける親網等を設置していなかったもの（4件）（労働安全衛生規則）



ウ 深さ1.5mを超えて掘削しているが、切梁を架設していなかったものや、2段目の切梁の設置位置が不適切であったもの、切梁を外した状態でボックスカルバート（^{くけい}矩形断面のコンクリート構造物）の敷設を行っていたもの（6件）



（建設工事公衆災害防止対策要綱等）
エ 設計図書には軽量鋼矢板^{こうやいた}（LSP-II）の土留め壁を使用するよう指定されていたが、片方で軽量鋼矢板（LSP-II）を使用し、他方でより強度の低い軽量鋼矢板（LSP-I）を使用していたもの（1件）（設計図書に指定していた以外の仮設方法）



【対象局が講じた措置内容】

環境創造局では、平成19年3月に、工事の安全管理に関する内容の文書を作成し職員に対し通知した。併せて工事関連課長会を開催し、周知徹底を図った。

(6) 委託の諸経費の適切な積算について（環境創造局、鶴見区及び金沢区）

雨水調整池・水路等の維持管理委託における諸経費算定は、作業内容を勘案した共通仮設費率を取扱いに定め、その他は「土木工事積算基準・標準歩掛表」を準用していた。

そこで、「江川雨水調整池維持管理委託」など7件についてみたところ、同積算基準と異なり、処分費控除を行うことなく諸経費を算出していたものが3件、施工地域や前払金支出の有無による諸経費率の補正を正確に行っていなかったものが6件、また、諸経費率標準値を設計時に適用される基準で算定していないものが4件見受けられた。

については、適切に委託の諸経費を積算するよう改められたい。

【対象局区が講じた措置内容】

環境創造局では、平成19年3月に、委託の諸経費を適切に積算するよう、取扱いを明確にした文書を作成し、局内の設計担当者等及び各土木事務所に周知徹底を図った。

鶴見区及び金沢区では、同月に、環境創造局からの文書により、土木事務所内の設計担当者等に周知徹底を図った。

(7) 設計変更限度額の適切な運用について（中区）

「横浜市工事設計変更事務取扱要綱の施行について（助役依命通達）」によれば、請負金額が当初の30%を超えて増減する設計変更は、原則として、設計変更の範囲を超え、契約の目的を変更するもので許されないこととされている。

そこで、請負金額を増減する設計変更を行った工事18件についてみたところ、「中土木管内道路整備工事（その10）」など2件において、設計変更後の請負金額が当初の請負金額の30%を超えて増額されていた。

については、「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」等に基づき、適切に設計変更を行うよう改められたい。

【対象区が講じた措置内容】

中区では、平成19年2月に、設計変更が生じた場合は、横浜市工事設計変更事務取扱要綱等に基づき、適切に設計変更を行うよう、設計担当者等に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図った。

(8) 適切な土留めの設置について（金沢区）

公衆災害の防止を目的とした「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び土木工事における施工の安全確保を目的とした「土木工事安全施工技術指針」では、その箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削する深さが1.5mを超える場合には、原則として土留めを施すこととされている。

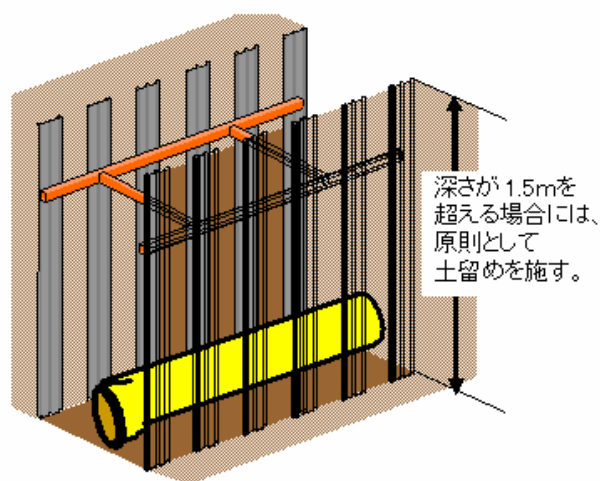
そこで、「金沢土木管内取付管接続受託下水道工事」についてみたところ、金沢区内10か所で下水取付管の接続を行っていたが、そのうち6か所で掘削の深さが1.5mを超えていたにもかかわらず、一時、土留めを設置しないまま作業を行っていた。

については、土砂崩壊事故を未然に防止し、工事の安全を確保するため、適切な土留めを設置するよう改められたい。

【対象区が講じた措置内容】

金沢区では、平成19年2月に、土砂崩壊事故を未然に防止し、工事の安全を確保するため、適切な土留めを設置するとともに、安全管理を強化するよう、監督員等に周知徹底を図った。

とと
取付管接続工事における土留めのイメージ図



第3 財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

主として平成17年4月1日から平成18年11月30日までに執行された出納その他の事務について、次の団体において監査を行った。ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、公の施設の管理団体については次に掲げた公の施設の管理に係る事務について、監査を実施した。

(1) 出資団体

ア 財団法人横浜市シルバー人材センター（経済観光局）

イ 財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー（経済観光局）

(2) 財政援助団体

財団法人横浜市緑の協会（環境創造局）

(3) 公の施設の管理団体

財団法人横浜市緑の協会

公の施設：よこはま動物園、入船公園、山手公園及び富岡西公園（環境創造局）

2 監査の期間

平成18年12月5日から平成19年3月19日まで

3 監査の方法

今回の監査は、「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務及び当該団体に関する局の事務が、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、補助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は委託契約等に基づき適正に実施されているか、などについて実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした団体の事務及び定期監査を実施した当該団体に関する局の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、局にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては局の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

出資団体：財団法人横浜市シルバー人材センター（経済観光局）

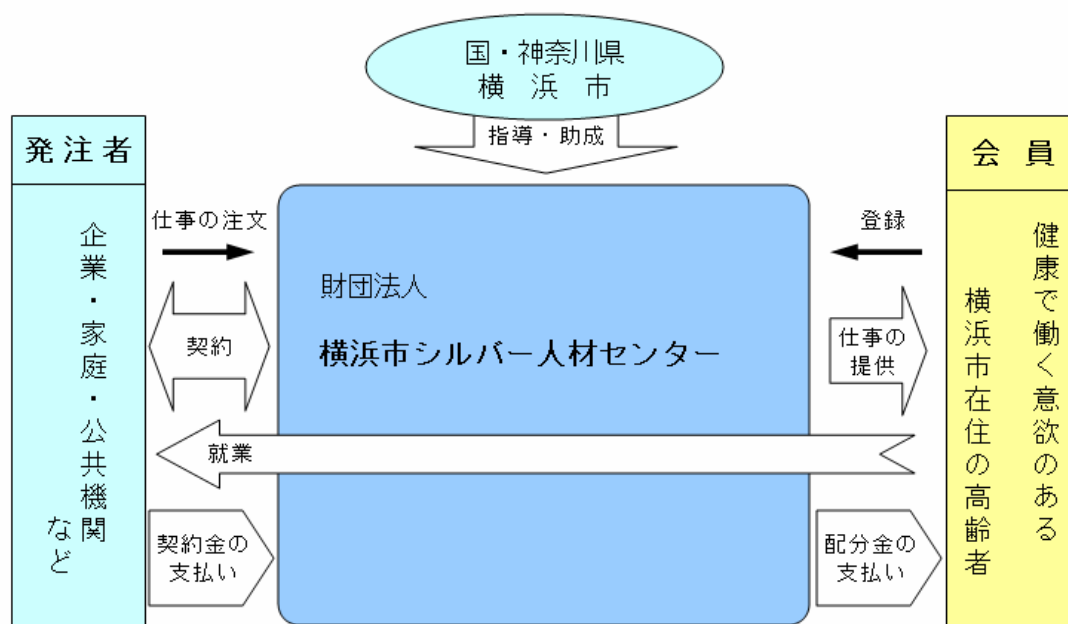
(1) 内部業務に会員が従事する場合の適切な手続について

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づきシルバー人材センターの指導等を行う社団法人全国シルバー人材センター事業協会発行の「シルバー人材センター事業運営の手引」によると、シルバー人材センター内部の業務に従事する場合、事務局業務のように定常的に指揮・命令関係が存在する仕事の場合には、会員は原則退会し、シルバー人材センターは雇用契約を締結し、配分金ではなく、謝金又は賃金を支払うこととされている。

しかし、財団法人横浜市シルバー人材センターでは、会員の就業実績の入力、発注者への請求等の事務局業務に会員に従事させ、配分金を支払っていた。

については、シルバー人材センター内部の業務に会員が従事する場合には、指揮・命令関係に応じた適切な手続に改める必要があると認められた。

図 シルバー人材センター制度の仕組み



(2) 補助金対象事業の円滑な執行について

[意見]

財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、「財団法人横浜市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱」により、本市から運営に係る事業費について補助（平成17年度約1億3,000万円）を受けており、同要綱によると、剰余金が生じたときは返還しなければならないとき

れている。また、センターは、会員への配分金の収支時期のずれによる資金不足等に備えるため、本市から平成17年度は2億2,000万円の単年度借入（4月借入、翌年3月返済。平成18年度も同額）を受けている。

平成17年度の決算をみると4,819万円の繰越しが生じていたが、これは資金不足が見込まれ退職給与引当預金の積立てが年度内に行えなかったためとのことであった。

については、補助対象事業の円滑な執行に向けて、適切な資金の運用、調達等を行う必要があると認められた。

なお、局においても、適宜、センターの指導・支援に努められたい。

(3) 会計規定の整備について

「公益法人会計基準」等によると、固定資産の範囲、減価償却・引当金の計上基準、消費税の会計処理など経理処理の重要な会計方針については、会計処理規定を作成することとされている。

そこで、財団法人横浜市シルバー人材センターの事務処理についてみたところ、経理処理の重要な会計方針について、各年度の決算書類上の注記としては記載されていたが、経理規程には定められていなかったため、会計処理規定を整備する必要があると認められた。

(4) 預金等の取扱方法の改善について

財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）では、事務所（6か所）ごとに通帳を作成・保管し、会員向けの仕事を発注する企業からの配分金の振込口座及び少額の事務所経費で現金支払の口座として使用していた。

なお、同預金口座残高は、特に南事務所と神奈川事務所で多額となっていた。

しかし、預金振替及び配分金の支払事務は、資金運用の関係上、センターの本部が一括して行っており、各事務所では会員への配分金の支払事務は行っていないため、配分金の振込口座の通帳を各事務所で保管する必要がない状況にあった。

については、預金の安全性を考慮して、配分金は本部の保管口座を振込先とし、各事務所では小口現金専用の預金口座とするなど、預金管理方法の改善を図る必要があると認められた。

(5) 規程に基づく契約手続について

財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の経理規程によれば、随意契約の際は、原則として2者以上から見積書を徴さなければならないが、規格、形状、品質その他の事由により2者以上から見積書を徴することが不適當な場合は、その事由を付して理事長の決裁を受けなければならないとされている。

しかし、センターの本部及び各事務所の物品の購入等についてみたところ、特段の事由なく1者からの見積書の徴収により随意契約を行っている事例が多数見受けられたので、規程に基づく契約手続を行うよう改める必要があると認められた。

出資団体：財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー（経済観光局）

(6) 補助金の適切な執行確認について

経済観光局では、本市の観光・コンベンションの振興を図るため各種事業を実施している、財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー（以下「ビューロー」という。）に対して、運営費及び事業費を補助している。

平成17年度の事業費補助金のうち8,275万円については、横浜観光プロモーションフォーラムの運営などのための横浜観光プロモーション強化事業補助金やコンベンション開催誘致支援事業補助金などの事業を特定した補助となっていた。

ビューローが提出した補助事業報告書では、補助金の交付額と同額の決算となっていたが、ビューローの収支決算書などでは、補助対象として特定されている事業の実際の執行状況については確認できない状況であった。

については、ビューローの決算科目と補助金の事業項目の整理等により、適切に補助金の執行状況の確認を行うよう改められたい。

(7) 備品台帳の整備について

財団法人横浜観光コンベンション・ビューローでは、団体の経理規程により、「備品台帳を備え、備品の保管及び移動の状況を記録しなければならない」こととされている。

しかし、平成10年の社団法人横浜国際観光協会との統合以降、備品台帳による記録が行われていなかったため、規程に基づき適切な事務処理を行う必要があると認められた。

(8) 債権債務の適正な計上について

財団法人横浜観光コンベンション・ビューローでは、団体の経理規程により、「会計伝票は、^{しょうひょう}証憑書類に基づいて作成しなければならない」とされているものの、年度末時点で未収金・未払金となる取引等の収入・支出の承認決定に関する発議・決裁が一部行われておらず、また、経理処理のための会計伝票（振替伝票）の発行に際しても十分な証憑書類の添付なく、かつ担当者が決裁を得ずに入力していたので、適正な事務処理を行う必要があると認められた。

《参考資料》 財政援助団体等監査の対象団体の概要 (特に記載のないものは平成18年7月1日現在)

1 出資団体

(1) 財団法人横浜市シルバー人材センター

設 立 年 月 日	昭和55年10月1日	
所 在 地	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 オフィスタワー13階	
設 立 目 的	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、高齢者の生きがいの充実及び福祉の増進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。	
代 表 者	理事長 中島 弘善	
役 職 員 数	役員数 19人 職員数 32人	
主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための当該就業の機会の確保及び組織的提供 2 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための無料の職業紹介 3 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習 4 高齢者の就業に関する情報の収集及び調査研究 5 センターに関する普及及び啓発 6 その他センターの目的を達成するために必要な事業 	
横 浜 市 か ら の	出資額等 〔平成17年〕 度末現在	基本金 10,000,000円のうち 10,000,000円 (出資比率 100%)
	平成17年度 補助額等	運営事業費補助 131,961,000円 事業運転資金貸付金 (短期) 220,000,000円
	平成17年度 委託料	選挙公報配布業務委託料ほか 303,785,928円

(2) 財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー

設 立 年 月 日	昭和63年11月22日	
所 在 地	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル1階	
設 立 目 的	<p>横浜市及び神奈川県を中心とする産業、技術及び情報資源並びに歴史的、文化的資源を活用し、国内外からの観光客の誘致、コンベンションの誘致及び開催支援等を行うことにより、横浜市及びその周辺地域における観光及びコンベンションの振興を図り、もって人的交流の促進並びに国際相互理解の増進並びに地域の国際化及び活性化に資することを目的とする。</p>	
代 表 者	理事長 石坂 浩二	
役 職 員 数	役員数 28人 職員数 33人	
主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 国内外からの観光客の誘致及び受入 2 コンベンションの誘致、開催及びそのための支援 3 観光・コンベンション都市横浜の広報及び宣伝 4 観光・コンベンションの企画及び調査 5 観光・コンベンションに係る人材育成及び啓発 6 観光・コンベンション関連情報の収集及び提供 7 観光・コンベンション振興のための催事等の開催及び観光物産の振興 8 観光案内所の運営 9 観光・コンベンション施設の管理運営 10 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 	
横 浜 市 からの	出資額等 平成17年度末現在	基本金 1,000,000,000円のうち 350,000,000円 (出資比率 35.0%)
	平成17年度補助額等	管理費補助 181,297,000円 事業費補助 357,089,000円 合 計 538,386,000円
	平成17年度委託料	山下・関内地区歩行者用案内地図更新等委託料 1,300,000円

2 財政援助団体

(1) 財団法人横浜市緑の協会

設 立 年 月 日	昭和54年 3 月15日
所 在 地	横浜市中区吉田町65番地 ERVIC横浜9階
設 立 目 的	市民等の寄附によって積み立てられるよこはま緑の街づくり基金の運用による、都市緑化の推進を図るとともに、横浜市の公園緑地事業、緑化事業及び動物園事業に協力し、公園緑地及び動物園の円滑な運営、健全な利用の増進及び都市環境の改善を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
代 表 者 (平成19年4月1日現在)	理事長 橋本 繁
役 員 数	15人
主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 よこはま緑の街づくり基金の造成、管理及び運用 2 公園緑地、都市緑化及び動物園に関する調査研究及び普及啓発 3 都市緑化の推進に関する事業 4 横浜市の公園緑地事業及び緑化事業に対する協力 5 横浜市が設置する公園緑地の管理に関する業務の受託事業 6 横浜市が設置する公園緑地の指定管理者の指定に基づく事業 7 横浜市が設置する公園内の動物園の指定管理者の指定に基づく事業 8 催物の開催及び機関紙その他印刷物の刊行等による広報活動 9 売店、駐車場、レクリエーション施設その他の公園緑地等に関する付帯事業の経営及び受託事業
横浜市からの 平成17年度 補助額等	よこはま緑の街づくり基金事務費補助金ほか 147,615,954円

3 公の施設の指定管理者

(1) 財団法人横浜市緑の協会（団体概要は、2(1)を参照）

公の施設：よこはま動物園、入船公園、山手公園及び富岡西公園

よこはま動物園	設置場所	横浜市旭区上白根町1175番地1
	設置年月日	平成11年4月1日
	設置目的	野生動物を通じて環境の重大さを認識し、環境を維持するために自然との関係を考える「環境学習の場」と生物の多様性を保つための「種の保存の場」として機能することを目的とする。
	主な事業内容	1 教育的配慮のもとに、動物を収集し、飼育し、及び展示すること 2 動物に関する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及活動を行うこと 3 動物に関する調査研究を行うこと 4 野生動物の保護及び繁殖を行うこと 5 野生動物の救護活動を行うこと 6 その他附帯する事業
	平成17年度委託料	852,102,500円
入船公園	設置場所	横浜市鶴見区弁天町3番地
	設置年月日	昭和58年9月3日
	設置目的	有料運動施設（野球場、テニスコート）が設置されており、都市部における緑地及び運動施設を提供する。
	主な事業内容	緑地及び運動施設の提供
	平成17年度指定管理料	17,025,750円
山手公園	設置場所	横浜市中区山手町230番地
	設置年月日	昭和33年6月4日
	設置目的	有料運動施設（テニスコート）及びテニス発祥記念館が設置されており、都市部における緑地、運動施設等を提供する。
	主な事業内容	緑地、運動施設等の提供
	平成17年度指定管理料	11,635,050円
富岡西公園	設置場所	横浜市金沢区富岡西六丁目3番
	設置年月日	平成3年3月20日
	設置目的	有料運動施設（野球場、テニスコート）が設置されており、都市部における緑地及び運動施設を提供する。
	主な事業内容	緑地及び運動施設の提供
	平成17年度指定管理料	18,652,200円